介護老人福祉施設事業者

（特別養護老人ホーム）

募集要項

令和８年８月

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課

目　　次

１　はじめに １
２　募集内容 １
３　応募要件 ２
４　事業予定地等の要件 ２
５　関係法令等の遵守 ３
６　応募の手続等 ３
７　応募書類について ４
８　募集及び選定スケジュール ５
９　応募に当たっての留意点 ５
１０　事業者選定に係る審査 ６
別添資料１　介護老人福祉施設の人員と設備に関する基準

１　はじめに

多賀城市（以下「市」という。）では、令和６年度から令和８年度までの３か年にわたる事業計画である高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画（以下「市の介護保険事業計画」という。）において、介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の整備を進めることとしています。

今回の募集は、市の介護保険事業計画に基づき、当該施設の整備について、指定候補事業者を募集するものです。

２　募集内容

(1) 募集施設の種別

介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

※介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２７項に規定する施設

(2) 募集数

１施設　定員１００人（７割以上はユニット型であること。）

※１００人未満の施設でも認める場合があります。

(3) 募集する圏域

多賀城市内全域

(4) 施設の開設時期

令和９年３月１日までに開設（開設時期は応相談）

(5) 施設整備に係る補助金

ア　施設等の整備

区　　分	補　助　金　額　（※）		
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	ユニット型	3,500千円×定員数	上限100人
	ユニット型以外	2,630千円×定員数	

イ　開設準備経費

区　　分	補　助　金　額　（※）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1,120千円×定員数（上限100人）

※　補助金の額は変更になる場合があります。

補助金については、市が選定した事業者について宮城県が審査を行うことから補助金の交付決定を約束するものではありません。そのため、宮城県から事業採択されなかった場合又は交付金が申請額を下回った場合等においても、別途、市から施設整備に伴う補助金の交付は一切ありませんので、あらかじめ御了承ください。

３　応募要件

応募にあたっては、次の(1)から(6)までの全ての要件を満たすことが必要です。

なお、応募書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外します。

(1) 事業主体は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人であること。ただし、設立予定の場合には、施設整備に着手するまでに設立登記が完了できること。（社会福祉法人の設立認可が受けられない場合は選定を取り消しますので、あらかじめ御了承ください。）

(2) 社会福祉法人は、国・県・市町村等の指導監査における指摘事項が改善済みであり、法人運営・施設運営等に関して過去に重大な法令違反等がないこと。

(3) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること（または、事業開始までに満たすことが確実であること。）。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続をしている法人でないこと。

(5) 国税・地方税が課税されている場合は、滞納がないこと。

(6) 法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に掲げる暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと。また、それらの者と密接な関係を有しないこと。

４　事業予定地等の要件

(1) 土地

ア　事業予定地は、応募者自らが確保してください。

応募書類を提出する際に、購入等により応募事業者が土地を確保しておく必要はありませんが、売買確約書又は賃貸借確約書（契約期間は３０年以上）等により、事業を実施する際に土地が確保されることを確認いたします。

イ　事業予定地が､次の土地利用の規制に係る事業計画については選定しません。

(ｱ) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づき、市街化調整区域又は工業専用地域として指定された地域

(ｲ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和４４年法律第５７号)に基づき、急傾斜地崩壊危険区域として指定された地域

ウ　用途地域、建ぺい率、容積率等に基づき、床数に見合った建物面積の確保が可能な用地であること。

※　地区計画区域においては、用途地域による建築制限のほかに地区計画による制限がかかり、介護保険施設の建設ができない場合があります。事前に都市産業部都市計画課に御確認いただくか、又は保健福祉部介護・障害福祉課まで御相談ください。

(2) 建物

ア　建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び騒音、煤煙、悪臭、振動等の公害について十分考慮されたものであること。

イ　施設の建設にあたっては、円滑な施設の整備・運営ができるように、事前に隣接住民、自治会等に対し十分な説明を行い、理解を得ること。

５　関係法令等の遵守

応募事業者は、事業を実施するに当たり、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、介護保険法、建築基準法、宮城県が定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年宮城県条例第８６号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成２４年宮城県条例第８８号)、その他の関係法令等を遵守してください。

６　応募の手続等

(1) 応募書類の応募方法及び受付

応募書類は、郵送で受付いたしますので、事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次の手順に従って、応募書類を提出してください。

ア　応 募 期 限

「８　募集及び選定スケジュール」参照（期限必着）

イ　提 出 方 法

応募書類１部（正本）と電子データ（CD-R、USB等メモリ）を郵送してください。（※Eメールによる電子データの送付希望は、要相談とします。）

また、書類発送後は、Eメールや電話により連絡してください。（今回は、郵送で受付いたします。応募受付期限まで余裕をもって提出してください。）

・　Eメールには、法人名、御担当者名、応募書類の発送日を記載ください。

・　タイトルは、「特別養護老人ホーム応募」としてください。

※　提出書類が整っていないときは、受理できませんので、提出前に「提出書類一覧表」等により、十分に御確認ください。

ウ　応　募　先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係

〒985-8531　多賀城市中央二丁目１番１号

E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

TEL:022-368-1497（係直通）

エ　応募書類の受付

市介護・障害福祉課からの応募事業者宛の応募受付完了の電話連絡又はEメールの送信をもって、受理といたします。

・　受付完了の電話連絡又はEメールは、応募事業者からのEメールと応募書類が整っていることを確認した上での連絡となります。

・　送信から３営業日以内に応募受付完了の連絡が来ない場合は、電話にてお問合せください。

※　応募書類に不備がある場合で、市介護・障害福祉課が別途指定する期日までに応募書類が整わない場合は、不受理とし、審査対象としない場合があります。

オ　応募書類の取扱い

応募により提出された書類やCD-R等は、原則として返却いたしません。提出された書類は、必要に応じて市の附属機関である多賀城市介護保険運営協議会の審査に付することになります。

ただし、本応募内容等に関し、多賀城市情報公開条例（平成１０年多賀城市条例第２２号）に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(2) 質問及び回答

募集要項等に対する質問等は、「募集要項等に対する質問（質問回答）書」を使用し提出してください。

ア　提 出 期 間　「８　募集及び選定スケジュール」参照（期限必着）

イ　提出方法　E-mail又はFAX

ウ　送 信 先　多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課
E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp
FAX:022-368-7394

エ　回　　答

・　質問書を提出された事業者の方へは、Eメール又はFAXにて、随時、回答します。

・　「多賀城市公式ホームページ」において、事業者名を伏せて質問事項及びその回答内容を掲載します。

・　「多賀城市公式ホームページ」において、質問事項及びその回答内容を掲載しますが、回答からホームページ掲載まで数日間の時間を要します。そのため、質問書を提出した事業者の方へ市が回答する時期と同じ時期に情報を得たい他の事業者の方は、あらかじめ御連絡ください。

※　質問の内容は、簡潔に御記入ください。

※　電話や口頭による質問の対応は行いません。

7　応募書類について

(1) 応募書類は、「提出書類一覧」のとおりとします。

(2) 応募書類は、「提出書類一覧」の順番にファイル（Ａ４版）に左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけてください。

(3) 応募書類については、応募の際に正本１部を提出してください。応募事業者におかれましても、手元に当該提出書類一式の控えを保管してください。

(4) 応募書類のうち、契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。

なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。 〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇　印

(5) 応募期間終了後は、応募事業者の都合による提案内容の変更は一切認めません。

なお、市が必要と判断した際には、書類の追加、補正を求めることがあります。

8　募集及び選定スケジュール

期　　間	内　　容
令和8年8月3日～ 令和8年9月4日	応募事業者からの応募書類の提出期間
令和8年8月3日～ 令和8年8月21日	募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）
令和8年9月7日～ 令和8年9月中旬	応募書類の審査等（応募書類の補正・追加提出を求めたり、ヒアリングを実施することがあります）
令和8年10月下旬	介護保険運営協議会において審議、選定
令和8年11月上旬（予定）	選定事業者の決定

9　応募に当たっての留意点

(1) 費用の負担

設計委託費等、応募に関し必要な費用は、すべて応募事業者の負担となります。

(2) 追加資料の提出等

必要に応じて応募書類の補正・追加提出を求めたり、ヒアリングを実施することがあります。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募事業者から提出された書類に虚偽等の記載があることが判明した場合は、応募を無効とします。万が一、事業者に選定している場合にあっては、選定を取り消しします。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

(4) 応募を辞退する場合

応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 建設工事及び施設備品の発注等について

選定された事業者は、特別養護老人ホームの建設や施設備品の発注等に当たっては、競争入札や２社以上の見積合せ等により競争性を担保してください。

(6) その他

事業者の選定後に、事情の変化等により重大な不備のあることが判明した場合や、工期の遅れ、許可無く事業計画の大幅な変更を行った場合等においては、選定を取り消すことがあります。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

１０　事業者選定に係る審査

応募事業者から提出された書類等に基づく提案内容に基づき、多賀城市介護保険運営協議会において事業者の選定を行います。

選定の結果により、全ての提案が市の介護保険事業計画の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがあります。

(1) 審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

(2) 選定

事業者の選定にあたっては、以下の審査項目に基づく評価を行い、評価の高い事業者から順に採択します。

①基礎審査

ア　事業用地等の確保の状況及び土地利用の確実性
イ　財源の確保の状況
ウ　資金計画の妥当性
エ　法人の財務状況
オ　施設系又は居住系サービス等の運営実績の有無

②サービス内容等審査

ア　法人の理念（以下の各項目との一貫性）
イ　施設運営の基本方針
ウ　入所者に対する処遇内容
エ　サービスの質の向上のための取り組み
オ　職員の配置体制の充実、人材確保の取り組み
カ　非常災害対策、防犯計画
キ　地域への貢献等
ク　医療機関、関係機関等との連携
ケ　施設整備の内容
コ　上記以外の独自の取り組み

③その他

多賀城市介護保険運営協議会において特に考慮すべきと判断された事項

(3) 選定結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず、前述の「８　募集及び選定スケジュール」の日程をめどに各法人あて通知します。

なお、事業者として選定された場合であっても、事業所指定を確約したものではありません。（特別養護老人ホームの開設に当たっては、介護保険法に基づき宮城県に指定の申請を行うことになりますが、指定基準を満たしていない等の場合は指定されない場合があります。）

問　合　せ　先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係
〒985-8531
多賀城市中央二丁目１番１号（多賀城市役所４階）
TEL:０２２－３６８－１４９７（係直通）
FAX:０２２－３６８－７３９４
E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp
URL：http://www.city.tagajo.miyagi.jp/